

代議員選挙実施細則

(趣旨)

第1条 この細則は、本法人代議員選挙規則に基づき、代議員選挙の実施に関する事項を定めるものとする。

(立候補届出書)

第2条 立候補届出書には次の事項を記載する。

- (1) 立候補する登録区分名
- (2) 候補者の氏名
- (3) 候補者の生年月日
- (4) 候補者の連合 I D
- (5) 候補者の所属機関
- (6) 候補者の所属機関住所
- (7) 候補者の連絡先 (電話番号、メールアドレス)
- (8) 候補者の所信 100字以内

(推薦届出書)

第3条 推薦届出書には次の事項を記載する。

- (1) 候補者が立候補する登録区分名
- (2) 候補者の氏名
- (3) 候補者の生年月日
- (4) 候補者の連合 I D
- (5) 候補者が推薦を承諾した旨を明示するもの
- (6) 候補者の所属機関
- (7) 候補者の所属機関住所
- (8) 候補者の連絡先 (電話番号、メールアドレス)
- (9) 推薦者 (正会員 1 名以上) の氏名
- (10) 推薦者 (1 名以上の場合は筆頭推薦者) の連合 I D
- (11) 推薦者 (1 名以上の場合は筆頭推薦者) の連絡先
(電話番号、メールアドレス)
- (12) 推薦者が作成した推薦文 100字以内

(候補者名簿)

第4条 選挙管理委員会は、投票期間初日の前日から起算して7日前までに、候補者名簿を作成し、本会ホームページに掲載する。

2 候補者名簿には次の事項を記載する。

- (1) 立候補する登録区分
- (2) 候補者の氏名
- (3) 候補者の所属機関
- (4) 立候補者の所信 (他薦の場合にあっては筆頭推薦者名を添えた推薦文)
100字以内

(投票無効)

第5条 次に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票方法によらないもの
- (2) 候補者でない者の氏名を記載したもの
- (3) 所定の人数以上の候補者の氏名を記載したもの
- (4) 職業、身分、住所又は敬称以外の事項を記載したもの
- (5) 被投票者を確認できないもの

(当選者の決定)

第6条 得票の多い者から順次定員に満つるまでを当選者とし、得票が同数の場合は、年齢の若い者より当選者を定める。

- 2 当選者が当選の日から任期開始後60日までの間に、死亡、退会若しくは正当の事由により辞退又は辞任したときは、次点の者を繰上げ当選者とする。
- 3 代議員候補者の数とその定員を超えないときは、投票を行わず、候補者受付期間経過と同時に、その候補者を当選者とする。ただし、当選者が定員に満たないときは、補欠選挙を行う。

附則

- (1) この細則は、この法人の設立の登記の日に遡って施行するものとする。
- (2) 2013年12月19日第6条改正